

子発 0329 第 27 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正について

標記については、「子育て短期支援事業の実施について」(平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 16 号本職通知。以下「本職通知」という。)により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対し、この旨周知されるようお願いする。

別紙 「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>【一部改正】 子発0329第27号 平成31年3月29日</p>	<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>子育て短期支援事業の実施について</p>	<p>子育て短期支援事業の実施について</p>
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施施設等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>市町村又は実施施設は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>子育て短期支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施施設等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。</u></p> <p>5 (略)</p>

改正後全文

雇児発0529第14号

平成26年5月29日

【一部改正】 雇児発0930第16号

平成26年9月30日

【一部改正】 雇児発0521第9号

平成27年5月21日

【一部改正】 子発0329第27号

平成31年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公印省略)

### 子育て短期支援事業の実施について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

## 子育て短期支援事業実施要綱

### 1 事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

### 3 事業の種類及び内容

#### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

##### ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

##### イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

#### ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

#### ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

#### イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

## 4 実施施設等

- (1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。
- (2) 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- (3) 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- (4) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

- (5) 市町村又は実施施設は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。

## 5 留意事項

- (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。
- (2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を登録するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。
- (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。  
ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。  
なお、ひとり親家庭からの利用の申請があった場合には、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。
- (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

## 6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。